

## 地域介護予防活動支援事業マニュアル

### (事業目的)

- 1) 自主グループに対して、その運営費を支払い、介護予防活動の推進の助けとなることを目的とする
- 2) 介護予防の観点から、社会参加・健康づくり・仲間づくりを目的とする
- 3) 地域の通いの場を充実させることにより、住み慣れた地域での介護予防活動に参加でき、地域で支えあうネットワーク構築につながる

### (事業効果)

- 1) 楽しさ・生きがい・社会参加
- 2) 仲間づくり、人と人との絆の広がり
- 3) 閉じこもり防止で、社会生活が豊かに
- 4) 健康づくりと福祉意識の向上
- 5) 支援を必要とする人の生活ニーズの把握・発見
- 6) 自立した日常生活に必要な情報提供、情報交換の場
- 7) 地域における見守り、支えあいのネットワーク

### (利用方法)

- 1) すでに活動しているグループへ参加する
- 2) 自ら参加者を募り、新たに地域の通いの場を設立する

### (補助団体の条件)

- 1) 活動の中に 15 分以上の体操が含まれている
- 2) 誰でも気軽にできる活動である
- 3) 週 1 回以上の頻度で開催されている
- 4) 5 人以上の集まりである
- 5) 3 か月以上継続ができている
- 6) 地域に対しオープンな活動ができ、行政や地域包括支援センターと協働できる
- 7) 政治、宗教を伴う活動や営利を目的とした活動ではない

### (補助団体に当てはまらない活動)

- 1) 老人クラブや地域の福祉団体のみで構成されるもの
- 2) 老人クラブ関係の団体、その他のサークル活動、同好会、友人同士（内輪）だけのグループと思われるもの
- 3) 比較的元気な高齢者が行うスポーツ活動等中心としたもので、技術の向上、大会競技等への参加を目的とするもの
- 4) 趣味・演芸等の文化活動で、技術の向上、大会行事等への参加を目的とするもの
- 5) 新規の参加者を受け入れないもの

#### **(利用料)**

参加費は原則無料とするが、お茶・お菓子などの食糧費の実費は参加者の負担とする

#### **(利用開始証明書)**

地域包括支援センターから紹介された利用者が、利用開始した際、地域包括支援センターより利用開始証明書の発行依頼を受けた場合は、速やかに対応すること。

#### **(秘密保持)**

団体の構成員は、利用上知りえた秘密を漏らすことがないようにする。

#### **(団体の情報公開)**

市は、補助対象となったグループの情報を公開し、各地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民（参加希望者等）に対し、情報提供を行う